

学生・教職員の皆さまへ

学 長

新型コロナウイルス感染拡大に関する対応について（通知）第3報

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、本学では、12月9日付けで、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う年末年始の注意事項について」を発出し、県をまたいだ移動及び家族が県外から帰省等する場合は、目的地等の感染状況に注意しながらより慎重に対応していただくようお願いしているところですが、本学でも昨年の12月から今年にかけて複数名の陽性が確認されています。

1月7日及び13日には11都府県に緊急事態宣言が発令され、鹿児島県においても陽性者数が急増し、1月22日には警戒基準に基づく感染状況が「ステージⅢ」に引き上げられたところです。

また、2月2日には東京、大阪、福岡など10都府県を対象に、緊急事態宣言が延長されました。

この緊急事態宣言の延長に伴い、2月2日には、鹿児島県知事より、同宣言の対象となる都府県及びそれ以外の感染拡大地域への不要不急の往来は自粛願うようメッセージが発せられたところです。（別紙知事コメントを参照）

これらに鑑み、当面の間、本学学生及び教職員の皆さんに以下について要請しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【学生・教職員】

○不要不急の旅行、帰省等については、強く自粛を要請します。

不要不急でない場合も、できる限り自粛するなど、慎重に判断して下さい。

○真にやむを得ない事由により、他県等へ移動した学生、教職員は、鹿児島に帰着後2週間は、健康観察（毎朝の検温、咽頭痛、咳、だるさ、息苦しさ等の症状の有無）を十分に行って頂き、体調が悪い場合は、登校、出勤を控えるようお願いいたします。

また、進学や単身赴任等により、教職員の家族が他県に居住等している場合は、可能な限り鹿児島への帰省等は控えて頂くようお願いいたします。

やむを得ない事情により、家族が、他県等から自宅に帰省等し、同居することとなった場合は、当該家族が自宅に到着後2週間は、健康観察（毎朝の検温、咽頭痛、咳、だるさ、息苦しさ等の症状の有無）を十分に行って頂き、体調が悪い場合は、登校、出勤を控えるようお願いいたします。

※部局長等は、上記学生、教職員の状況を把握するとともに、健康観察については、毎日チェックするようお願いいたします。

○感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）を踏まえ、集団行動（特に飲み会、カラオケ等）については引き続き自粛を強く要請いたします。

## 【教職員】

○鹿児島県からの要請を踏まえ、緊急事態宣言発令地域及び同地域以外の感染拡大地域への出張は禁止とします。

上記の他、2月7日までは熊本県、宮崎県への出張も禁止とします。但し、2月7日以降に感染が拡大し、感染拡大地域となることも想定されますので、十分ご注意ください。

※感染拡大地域：直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者が15人以上の都道府県

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kansenkakudaichiiki.html>

○本学主催（部局等含む。）のイベント等については、開催の必要性も含め検討頂き、開催する場合であっても、参加者等は最小限とし、マスクの着用、消毒液の設置や適切な換気など徹底した感染防止対策を講じて下さい。

特に他県等に居住する方の参加については、控えていただくようお願いします。

○会議等に関しては、Web会議を基本とし、やむを得ず、対面での会議等を行う場合には、出席者の間隔をできるだけ空け、出席者同士が真正面にならないよう工夫する等、感染防止対策を徹底するとともに、可能な限り短時間で終わらせるなどの工夫を講じて下さい。

○事務体制については、令和3年1月13日付け新型コロナウイルス対策に係る当面の事務体制の方針について（Ver.4）より、以下を基本とし、運用して下さい。

### ①分散勤務又はテレワーク（在宅勤務）を基本とした業務の実施

各部署における業務継続確保の観点から、各部局等の実情に応じ、学内のサテライトオフィス等を活用した分散勤務又はテレワーク（在宅勤務）を基本とし、課内等の人数を半減させる。特に、管理職が罹患した場合に、指揮命令系統の機能不全が起らないよう、課長（事務長）と代理を分散させることとする。

また、執務室に関しては、換気、職員間の距離の確保等、三密状態を避ける執務環境を確保するとともに、マスクの着用、手指消毒を徹底する。

### ②時差出勤の活用

公共交通機関を利用し、通勤している職員に関しては、各家庭の事情も勘案しつつ原則として、朝夕の混雑時間帯を避けた時差出勤を実施することとする。

対象者については、事務系職員（非常勤及び派遣職員等を含む）とし、実施については、各部局等の実情に応じ、部局長等の判断により実施して下さい。

.....  
今後も、感染症対策の注意を少しでも怠ると、新型コロナウイルスに感染する危険性があり、感染は誰にでも起こり得ることであります。

症状が無くても、自分自身がウイルスに感染しているかもしれない、という意識の下で、基本的な感染防止策の徹底を行い、うつさない、うつらないための日頃の行動には一層の注意を払うことを改めて認識してください。

また、新型コロナウイルスに感染したからといって、感染した方たちを誹謗中傷することは決して許されることではありません。

一人一人の行動が、感染拡大の防止の鍵を握っていることを再自覚していただき、皆さんやその周りにおられる方々の命と健康を守るべく慎重な行動を取るよう、改めて強くお願いいたします。